

海産物の電話勧誘にご注意！

事例

「不況で海産物が売れなくて困っている。助けて欲しい。」と水産業者から電話があったので、2万円のカニを注文した。代引きで商品が届いたが、ほとんどが外国産の冷凍魚で、カニは少ししか入っていなかった。だまされたので返金して欲しい。 (60代、男性)



アドバイス

- ◎ 電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- ◎ 電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- ◎ 断ったのに一方的に商品が届いても受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。商品を受け取ってしまった場合、返金を求めることができます。

お断りします！



おかしいと思ったら最寄りの消費生活センターにすぐ相談!!

※北海道警察本部と(独)国民生活センターとの連名による報道発表資料(2023年11月)をもとに作成しました。報道発表資料



兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

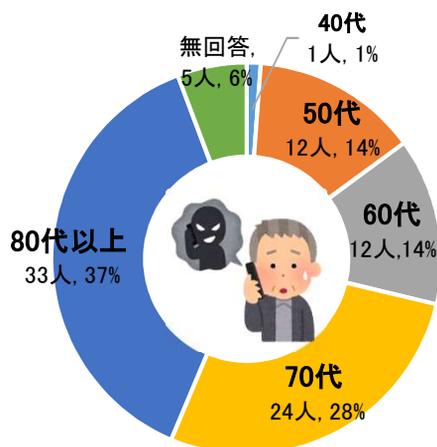
TEL: 078-303-0999 【消費生活相談】

【「海産物の電話勧誘販売」の相談データ（兵庫県内消費生活センター受付）】

年度別苦情件数



契約当事者年代(2023年)



【事例】

一度購入すると何度も電話がかかってくる（当事者 90代）

介護ヘルパーとして一人暮らしの高齢者宅を訪問しているが、電話勧誘でカニを何度も購入している。先日、冷蔵庫にカニがあるのに電話勧誘があったので、本人に代わり断ったがカニを送ると言う。



亡くなった妻あてに電話があり断っても送ると言う（80代）

カニを安い価格で送ると妻あてに電話があった。妻はすでに亡くなっているのに要らないと断ったが、安いのでお得だ、週末に届くように送ると言うて電話を切られた。

認知症の両親が電話勧誘で海産物を買わされている（当事者 80代）

認知症の両親が過去何回か電話勧誘で海産物を買っている。電話がかかると「ハイハイ」と返事をするのが原因だが、業者にクーリング・オフを申し出ても対応してくれない。

【相談の特徴と対応方法】

◎ 「以前購入してもらったことがある」「外国の輸入規制で海産物が売れなくて困っている」など、**消費者の善意や同情心につけ込む手口**が増えています。

◎ 電話勧誘で契約した場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。電話で購入を承諾しても、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等で**クーリング・オフ**することができます。



クーリング・オフ制度

◎ 断っているにもかかわらず一方的に商品が届いた場合は、**送り主の名称や所在地をメモ**するなど事業者の情報を控えてから、**受け取りを拒否し、代金を支払わない**ようにしましょう。

もし、代引配達で代金を支払い商品を受け取った場合でも、一方的に送り付けられた商品については販売業者に返金を求めましょう。

（注文や契約をしていないのに金銭を得ようとして送り付けられた商品は、消費者が自由に処分してよいことになっています。ただし、家族や知人等が注文している事例もありますので十分確認をとりましょう。）



消費者庁チラシ